

## 寮日課表

起	床	6 : 3 0
洗	面	6 : 3 0 ~
朝	食	6 : 3 0 ~ 7 : 4 5
登	校	~ 8 : 2 0
昼	食	(1 2 : 0 0 ~ 1 3 : 2 0) ※学校休業日
入	浴	1 7 : 0 0 ~ 2 0 : 5 0
夕	食	1 8 : 3 0 ~ 2 0 : 0 0
玄 関 施 錠		~ 2 0 : 0 0
点	呼	2 1 : 0 0 ~
清	掃	~ 2 1 : 3 0
学 習 時 間		2 1 : 3 0 ~ 2 2 : 3 0
消	灯	2 3 : 0 0

【食堂休業期間】(原則、閉寮となる。)

- ・お盆休み ( 8月12日 夕食 ~ 8月16日 朝食)
- ・年末年始休業 (12月28日 夕食 ~ 翌年1月 4日 朝食)

## 寮生心得

福島県立ふたば未来学園高等学校立志寮(以下「立志寮」という。)を利用する生徒(以下「寮生」という。)は、共同生活を通じて規則と責任を重んじ、親和・協調の精神を身につけるように心がけ、明るく有意義な寮生活を送るため、次の事項を遵守しなければならない。

### 1 日常生活について

- (1) 常に高い目標に向かって学業に励む。
- (2) 自分自身の行動に自覚と責任を持ち、自主的で規律ある共同生活を送る。
- (3) 良好な生活環境を保ち、将来において社会に役立つ人間となるための資質を養う。

### 2 共同生活のルール

- (1) 別に定める寮の日課表に従い規則正しい生活を送るように心掛ける。
- (2) 室内は常に整理整頓し、清潔な環境を保つよう心掛ける。
- (3) 私物や金品は自己管理を心掛け、高価な物品や多額の金銭は持ち込まない。
- (4) 消灯時間後の他室への訪問は禁止。また、他室に宿泊してはならない。
- (5) 飲酒・喫煙・薬物乱用等、法律に違反する行為や高校生にふさわしくない行動は厳禁とする。
- (6) 室内では、同室の寮生に十分配慮した生活を送るように心掛ける。

### 3 服装について

- (1) 寮内での服装は自由であるが、端正で派手でないもので常に清潔なものを着用する。
- (2) 寮内では、不要時に寝巻・下着姿などで歩かない。

### 4 学習について

- (1) 学習時間中は全員、自主的・計画的に学習する。
- (2) 消灯時間を過ぎて学習する場合は、舎監に申し出て消灯延長の許可を受ける。

### 5 食事について

- (1) 食事時間を守り、特別の事情がない限り全員で食べること。  
(朝 6:30~7:45) (昼 12:00~13:20) (夜 18:30~20:00)
- (2) 偏食せず、食事は残さず食べるように努力する。
- (3) 止むを得ず欠食する場合は、欠食届を提出すること。

## 6 入浴・洗濯について

- (1) 入浴時間は、17時00分から20時50分までとする。
- (2) 洗濯時間は、22時50分までとする。

## 7 点呼について

- (1) 舎監による点呼を食堂において21時より行う。
- (2) 舎監に自己の健康状態を報告する。

## 8 消灯について

- (1) 消灯時間は、23時とする。

## 9 保健衛生について

- (1) 身体は常に清潔に保ち、自己の健康管理に努める。
- (2) 身体に異常が生じた場合は舎監等に連絡し処置を受ける。
- (3) 病院等での受診が必要な場合は、舎監等に申し出てから病院へ行き、体調回復が思わしくない場合は自宅等へ帰宅し静養する。
- (4) 清掃は定められた時間に全員で行うとともに、学期末ごとに大掃除を実施し、寮内外の美化に努める。

## 10 外出について

- (1) 原則として夜間の外出は禁止する。門限は20時とする。
- (2) 外出する場合は、舎監等に申し出て、外出簿に必要事項を記入する。
- (3) 外出中に事故があった場合は、すみやかに立志寮又は学校に連絡する。

## 11 面会について

- (1) 面会は20時までとする。
- (2) 面会者が来訪する場合、舎監等に申し出て、来訪者名簿に記入する。
- (3) 面会は所定の場所のみを使用すること。寮生以外の寮内への立ち入りを禁ずる。

## 12 帰省・外泊について

- (1) 原則として、帰省及び宿泊を伴う大会・遠征等による外泊以外の外泊は認めない。
- (2) 帰省する場合は、「帰省・外泊届」に必要事項を記入し、担任から確認印をもらう。
- (3) 帰省時は、「帰省・外泊届」を舎監等に提出する。
- (4) 帰省中に事故があった場合には、すみやかに立志寮又は学校に連絡する。

## 13 物品・金銭の取り扱いについて

- (1) 立志寮の設備・備品は大切にし、汚損・破損した場合は舎監等に届ける。故意と認められる場合は弁償する。
- (2) 立志寮の設備・備品は舎監等の許可なくしては、移動・持ち出しをしてはならない。
- (3) 金銭類はそれぞれの責任で管理する。
- (4) 寮生間での金銭・物品の貸し借りは禁止する。

## 14 防災について

- (1) 火災予防には細心の注意をはらい、避難方法・経路についてはよく知っておく。
- (2) 消火器・火災報知器等非常時に使用するものは、みだりに手を触れない。
- (3) 防災上、使用を許可された電気器具以外は各居室での使用を禁止する。
- (4) 火災等で避難する事態が発生した場合には、舎監等の指示に従うこと。

## 15 入寮上の注意

- (1) 入寮の際、持参する物（すべてに必ず記名すること）
  - ① 本人の印鑑
  - ② 学用品一式
  - ③ 健康保険証
  - ④ 洗面・風呂・洗濯用具・洗濯カゴ等
  - ⑤ 寝具
  - ⑥ 衣類
  - ⑦ その他寮生活に必要な物（スリッパ、常備薬、爪切り、洗濯バサミ、傘等）

- (2) 持参を禁止する物
  - ① 電気器具等  
(炊事用具、テレビ、冷蔵庫、携帯ゲーム機等)
  - ② 火気及び高熱を発する物  
(ライター、マッチ、アイロン、暖房器具、電気ポット、電熱器等)
  - ③ 人を傷つけるおそれのある物  
(ナイフ、包丁等)
  - ④ 高校生としてふさわしくない遊具  
(モデルガン、花札、麻雀等)
  - ⑤ 寮生活に不必要な物  
(高価な物など判断に迷う場合は学校に問い合わせること)
- ※違反した場合は没収する。
- (3) 保健衛生について
  - ① 体調を整え、偏食をなくすように努める。
  - ② 虫歯、長期通院を要する疾病、特に伝染性の疾病は早期に治療する。
  - ③ アレルギー等の特異体質、持病のある者は、あらかじめ届け出るとともに、医師の指導を受け、日常使用の薬品があれば持参する。
- (4) その他
  - ① 寮生の授業日におけるアルバイトは認めない。なお、アルバイトをする場合は、本校所定の手続きを行い、許可をうける。

## 1.6 施設設備の使用について

- (1) 居室
  - ① 室内は常に換気し、整理整頓する。
  - ② 電気器具は指定以外のものは持ち込まない。
  - ③ 照明等は、不在時及び不要時には電源を切る。
  - ④ 清掃用具は所定の場所に整頓しておく。
  - ⑤ 壁等には落書きをしない。
  - ⑥ 居室内において、学校生活に関係のない張り紙は禁止とする。
  - ⑦ 寝具は絶えず清潔にする。
- (2) 洗濯室
  - ① 使用時間や順番等洗濯のルールや、使用中の割り込み、他人の洗濯物を勝手に取り出さない等洗濯のマナーを守って使用する。
  - ② 運動靴等の泥汚れのひどい物は洗濯機、風呂場を使用しない。
  - ③ 洗濯機・乾燥機は使用方法を守り、機械の保全に努める。
  - ④ 洗濯機は週1度フィルターを清掃する。
  - ⑤ 機械が故障した場合、直ちに舎監等に連絡する。
- (3) トイレ
  - ① 常にトイレは清潔に保つ。
  - ② 必ず備え付けの紙を使用し、異物を流さない。
  - ③ 清掃用具は所定の位置に整頓する。
- (4) 浴室・洗面所
  - ① 入浴時間を守る。
  - ② タオル等を浴槽に入れない。
  - ③ 湯水は節水して使用し、浴室・脱衣場・洗面所は常に清潔と整理整頓に心掛ける。
  - ④ シャンプー等は浴室内に放置せず、所定の場所に置く。
  - ⑤ 洗面所で洗髪をしない。
  - ⑥ ドライヤー・ヘアアイロンの使用は、洗面所のみとする。
- (5) 食堂
  - ① 食器、テーブル等は大切に取り扱い、整理整頓に努める。
  - ② 食前には必ず手を洗うこと。
  - ③ 食事は残さないことが望ましいが、止むを得ない場合は、所定の場所に始末する。
  - ④ テレビの視聴は、20時50分までとする。
- (6) 玄関
  - ① 靴の泥は入り口でよく洗い落とす。
  - ② 靴とスリッパはロッカーにきちんと入れる。
- (7) その他
  - ① 管理室(舎監室、厨房、ボイラー室等)への寮生の立ち入りは原則禁止する。